

大津市結核健康診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項の規定による補助の実施に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による大津市結核健康診断費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、法第58条の3の規定により結核に係る定期の健康診断（以下「健康診断」という。）に要する費用を支弁する学校又は施設の設置者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 学校又は施設の長がその生徒若しくは学生又は入所者に対して法第53条の2の規定による健康診断（以下「補助事業」という。）を実施するのに要した費用の額から、その年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額
- (2) 次に掲げる算定基準によりそれぞれ算定した額を合計した額
 - ア 医療機関で70ミリメートルミラーカメラにより胸部エックス線間接撮影を受けた者の延べ人数に478円を乗じて得た額
 - イ 医療機関で100ミリメートルミラーカメラにより胸部エックス線間接撮影を受けた者の延べ人数に506円を乗じて得た額
 - ウ 医療機関で胸部エックス線直接撮影を受けた者の延べ人数に506円を乗じて得た額

(交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、結核健康診断費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 結核健康診断費補助金算定書（様式第2号）
- (2) 結核健康診断費補助金算定書明細（様式第3号）
- (3) 寄附金その他の収入がある場合にあっては、収入済額明細書（様式第4号）
- (4) 結核健康診断完了報告書兼歳入歳出決算（見込）書抄本（様式第5号）
- (5) 支出証拠書類（領収書の写し等支出明細のわかるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請は、市長が定める日までに行うものとする。

(決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、結核健康診断費補助金交付決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、結核健康診断費補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第6条 規則第14条及び第15条の規定にかかわらず、補助金は、規則第7条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。

(交付請求書)

第7条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、結核健康診断費補助金交付請求書(様式第8号)とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 市長は、法第58条の3の費用の補助に係る法令の規定について見直しが行われる場合には、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年12月10日から施行し、同年4月1日以後に実施された補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行し、同年4月1日以後に実施された補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月11日から施行し、同年4月1日以後に実施された補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行し、同年4月1日以後に実施された補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同年4月1日以後に実施された健康診断について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行し、同年4月1日以後に実施された健康診断について適用する。